

「中華人民共和国特許法」第三回改正意見募集稿

2006年8月1日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和國特許法」第三回改正

意見募集稿対照条文

国家知識産権局
2006年8月1日

現行法	改正案
<p data-bbox="411 651 608 685">第1章 総則</p> <p data-bbox="268 734 360 768">第1条 発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に有利な環境を作りし、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するため、特にこの法律を制定する。</p> <p data-bbox="268 1025 360 1059">第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。</p> <p data-bbox="268 1648 360 1682">第3条 国務院特許行政部門は全国の特許事務の管理に責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法により特許権を付与する。 省、自治区、直轄市人民政府の特許事務を管理する部門は、当該行政区域内の特許管理事務に責任を負う。</p> <p data-bbox="268 1977 360 2011">第4条</p>	<p data-bbox="981 651 1177 685">第1章 総則</p> <p data-bbox="836 734 928 768">第1条 発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に有利な環境を作り、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義現代化と革新型国家の建設の需要に適應するため、特にこの法律を制定する。</p> <p data-bbox="836 1025 928 1059">第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に関して提案された新しい技術考案のことを言う。 実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせに関して提案された、実用に適する新しい技術考案のことを言う。 意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び彩色と形状や図案による組み合わせに関しての、美観に富むかつ産業への応用に適する新しい設計のことを言う。</p> <p data-bbox="836 1648 928 1682">第3条 国務院特許行政部門は全国の特許事務の管理に責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法により特許権を付与する。 地方の人民政府の特許行政管理部門は、当該行政区域内の特許管理事務に責任を負う。</p> <p data-bbox="836 1977 928 2011">第4条</p>

<p>特許を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。</p> <p>第5条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>第6条 所属先の職務を遂行し又は主に所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は所属先に帰属し、出願が認可された後、所属先を特許権者とする。 非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者を特許権者とする。 所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造であって、所属先と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属について取り決めがあるものは、その取り決めに従う。</p> <p>第7条 発明者又は考案者の非職務発明の特許出願に対しては如何なる法人又は個人も規制してはならない。</p> <p>第8条 二つ以上の法人又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの法人又は個人がその他の法人又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協定がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成</p>	<p>特許を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。</p> <p>第5条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、特許権を付与しない。 前項にいう国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが国の法律で禁じられている発明創造は含まれない。</p> <p>第6条 所属先の職務を遂行し又は主に所属先の技術秘密を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。 主に所属先の技術秘密を除くその他の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造であって、所属先と発明者又は考案者間に、特許出願の権利及び特許権の帰属について取り決めがあるものは、その取り決めに従う。取り決めのないものは、その発明創造は非職務発明創造とし、ただし、所属先が非独占で譲渡不可の形でその発明創造を実施する権利を有する。 職務発明創造の特許出願の権利は所属先に帰属し、出願が認可された後、その所属先を特許権者とする。 非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者を特許権者とする。</p> <p>第7条 発明者又は考案者の非職務発明の特許出願に対しては如何なる法人又は個人も規制してはならない。</p> <p>第8条 二つ以上の法人又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの法人又は個人がその他の法人又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途取り決めがある場合を除き、特許出願の権利は単独で</p>
---	---

<p>又は共同で完成させた法人又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した法人又は個人が特許権者となる。</p> <p>第9条 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権はもっとも先に出願した人に付与される。</p> <p>第10条 特許出願権及び特許権は譲渡することができる。 中国の法人又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、必ず国務院の関係主管部門の認可を経なければならない。 特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならず、国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。</p> <p>第11条 発明及び実用新案の権利が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる法人又は個人も特許権者の許諾を受けずに、その特許を実施すること、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造、使用、販売の申し出、販売、輸入すること、又はその特許方法を使用すること、又は当該特許方法により直接獲得した製品を使用、販売の申し出、販売、輸入することはできない。 意匠特許権が付与された後、如何なる法人又は個人も特許権者の許諾を受けずに、その特許を実施すること、即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売、輸入することはできない。</p>	<p>完成又は共同で完成させた法人又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した法人又は個人が特許権者となる。</p> <p>第9条 同様の発明創造には一つの特許権のみが付与される。 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権はもっとも先に出願した人に付与される。</p> <p>第10条 特許を出願する権利、特許出願権及び特許権は譲渡することができる。 中国の法人又は個人が外国人、外国企業又はその他の外国の組織に、特許を出願する権利、特許出願権又は特許権を譲渡する場合、法律と行政法規の規定に従って所定の手続きを行わなければならない。 特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならず、国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。</p> <p>第11条 発明及び実用新案の権利が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる法人又は個人も特許権者の許諾を受けずに、その特許を実施すること、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造、使用、販売の申し出、販売、輸入すること、又はその特許方法を使用すること、又は当該特許方法により直接獲得した製品を使用、販売の申し出、販売、輸入することはできない。 意匠特許権が付与された後、如何なる法人又は個人も特許権者の許諾を受けずに、その特許を実施すること、即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売、輸入することはできない。</p>
--	--

<p>第 12 条 如何なる法人又は個人も他人の特許を実施する場合、特許権者と書面での実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約で規定された以外の如何なる法人又は個人にも当該特許の実施を許可する権利を有しない。</p>	<p>第 12 条 如何なる法人又は個人も他人の特許を実施する場合、特許権者と書面での実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約で規定された以外の如何なる法人又は個人にも当該特許の実施を許可する権利を有しない。</p> <p>第 A1 条 特許を出願する権利、特許出願権又は特許権が二人以上の法人又は個人により共有されるものである場合、別途定めがあるのを除き、次に掲げる行為は共有者全体の承認を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 特許を出願する権利又は特許出願権を譲渡する (二) 特許権を譲渡する又はそれを質権設定する (三) 特許の実施を他人に許諾する <p>特許権が二人以上の法人又は個人により共有されるものである場合、別途定めがあるのを除き、いずれの共有者も単独でその特許を実施することができる。</p>
<p>第 13 条 発明の出願公開後、出願者はその発明を実施する法人又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。</p>	<p>第 13 条 発明の出願公開後、出願者はその発明を実施する法人又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。</p>
<p>第 14 条 国有企業事業法人の発明特許で、国の利益又は公共の利益に対して重大に意味を持つものは、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用することを決定でき、指定された法人に実施を許可することができる。実施法人は国の規定に基づき、特許権者に使用料を支払う。 中国集団所有制法人及び個人の発明特許で、国の利益又は公共の利益に対して重大に意味を持ち、普及・応用の必要がある場合は、前款の規定を参照して処理する。</p>	<p>第 14 条 国の投資する科学研究課題を担当して完成した発明創造は、特許を出願する権利が科学研究プロジェクトを担当した単位に帰属する。 前項にいう、発明特許であって国の利益又は公共の利益に対して重大に意味を持つものは、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用することを決定でき、指定された法人に実施を許可することができる。実施法人は国の規定に基づき、特許権者に使用料を支払う。</p>

<p>第 15 条 特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示又は特許番号を明記する権利を有する。</p> <p>第 16 条 特許権を付与された法人は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない、発明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p> <p>第 17 条 発明者又は考案者は特許文書の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p> <p>第 18 条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を申請する場合、その所属国と中国の間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p> <p>第 19 条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を申請する場合及びその他の特許事務を行う場合は、国務院特許行政部門が指定した特許代理機関に委託して処理しなければならない。 中国の法人又は個人が国内で特許出願及びその他の特許業務を行う場合は、特許代理機関に委託し処理することができる。 特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない、被代理人の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理方法は国務院が規定する。</p>	<p>第 15 条 特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示又は特許番号を明記する権利を有する。</p> <p>第 16 条 特許権を付与された法人は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない、発明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p> <p>第 17 条 発明者又は考案者は特許文書の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p> <p>第 18 条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を申請する場合、その所属国と中国の間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p> <p>第 19 条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を申請する場合及びその他の特許事務を行う場合は、国務院特許行政部門により設立が認可された特許代理機関に委託して処理しなければならない。 中国の法人又は個人が国内で特許出願及びその他の特許業務を行う場合は、国務院特許行政部門により設立が認可された特許代理機関に委託し処理することができる。 特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない、被代理人の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理</p>
--	--

<p>第 20 条 中国の法人又は個人が国内で完成した発明創造を外国で特許出願する場合は、先ず国務院特許行政部門に特許出願し、その指定した特許代理機関に委託して処理し、かつこの法律の第 4 条の規定を遵守しなければならない。</p> <p>中国の法人又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づき、特許の国際出願を出すことができる。出願者が特許の国際出願を出す場合、前款の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。</p> <p>第 21 条 国務院特許行政部門及びその特許再審委員会は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づき、法により関係特許の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまで、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。</p> <p>第 2 章 特許権付与の条件</p> <p>第 22 条 特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備していなければならない。</p> <p>新規性とは、出願日以前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物上で公開発表されたり、国内で公開使用されたことがなく、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明又は実用新案が他人より国務院特許行政部門に出願されたことがなく、かつ出願日以降に公開</p>	<p>機関の具体的管理方法は国務院が規定する。</p> <p>第 20 条 いかなる法人又は個人が中国で完成した発明創造を外国で特許出願する場合は、先ず国務院特許行政部門に特許出願し、かつこの法律の第 4 条の規定を遵守しなければならない。</p> <p>中国の法人又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づき、特許の国際出願を出すことができる。出願者が特許の国際出願を出す場合、前款の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。</p> <p>第 21 条 国務院特許行政部門及びその特許再審委員会は、客観的、公正、正確、適時な要求に基づき、法により関係特許の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門が特許公告を定期的に出版し、特許情報を全面的、正確、適時に広報しなければ成らない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまで、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。</p> <p>第 2 章 特許権付与の条件</p> <p>第 22 条 特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備していなければならない。</p> <p>新規性とは、当該発明又は実用新案が現有技術ではなく、また同様の発明又は実用新案が他人より国務院特許行政部門に出願されたことがなく、かつ出願日以降に公布された特許出願文書又は公告された特許文書の中に記載されていないことを指す。</p>
--	--

<p>された特許出願文書の中に記載されていないことを指す。</p> <p>創造性とは、出願日以前にすでにあった技術と比べ、当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩が、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。</p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p> <p>第 23 条 意匠権を付与される意匠については、出願日以前に国内外出版物上で公開発表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似しておらず、かつ他人が先に取得した合法的権利と衝突してはならない。</p> <p>第 24 条 特許出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に、以下の状況の一つがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。</p>	<p>創造性とは、現有技術と比べ、当該発明には所属分野の技術者にとって突出した実質的特徴及び顕著な進歩が、当該実用新案には所属分野の技術者にとって実質的特徴及び進歩があることを指す。</p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p> <p>この法律にいう現有技術とは、出願日以前に国内外において出版物による公開発表、公開使用又はその他の方式で一般に知られている技術を指す。</p> <p>第 23 条 意匠権を付与される意匠は、現有設計ではなく、また同様の意匠が他人より国务院特許行政部門に出願されたことがない、かつ出願日以降に公告された特許文書の中に記載されていないものであって、所属分野の設計者にとっては現有設計又は現有設計の組み合わせと比べて明らかな区別を有するものでなければならない。</p> <p>意匠権を付与される意匠は、他人が先に取得した合法的権利と衝突してはならない。</p> <p>この法律にいう現有設計とは、出願日以前に国内外において出版物による公開発表、公開使用又はその他の方式で一般に知られている設計を指す。</p> <p>第 24 条 特許出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に、以下の状況の一つにより公開された場合、当該特許出願にとって、この法律にいう現有技術又は現有設計とはならない。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。</p> <p>第 25 条</p>
--	--

<p>第 25 条 以下に掲げる各号には特許権を付与しない。</p> <p>(1) 科学上の発見 (2) 知的活動の規則及び方法 (3) 疾病の診断及び治療方法 (4) 動物と植物の品種 (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>前款第 (4) 号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特許の出願</p> <p>第 26 条 発明又は実用新案の特許の出願には、願書、明細書及びその概要、権利要求書などの文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は考案者の氏名、出願者氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした、明確で完全な説明を行い、必要な時には、図面を添付しなければならない。概要は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明していなければならない。</p> <p>権利要求書は明細書を依拠とし、特許保護請求の範囲について説明しなければならない。</p>	<p>以下に掲げる各号には特許権を付与しない。</p> <p>(1) 科学上の発見 (2) 知的活動の規則及び方法 (3) 人又は動物に対する診断、治療及び外科手術の方法 (4) 動物と植物の品種 (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質 (6) 平面印刷物であって、その図案の設計が標識の役割だけを有するもの</p> <p>前款第 (4) 号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 A2 条</p> <p>発明創造の完成が遺伝資源の取得と利用に依存されるものであって、その遺伝資源の取得、利用が関連の法律・法規の規定に違反したものは、特許権を付与しない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特許の出願</p> <p>第 26 条 発明又は実用新案の特許の出願には、願書、明細書及びその概要、権利要求書などの出願文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は考案者の氏名、出願者氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした、明確で完全な説明を行い、必要な時には、図面を添付しなければならない。</p> <p>発明創造の完成が遺伝資源の取得と利用に依存されるものは、出願者が明細書においてその遺伝資源の出所を明記しなければならない。</p> <p>明細書の概要は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明しなければならない。</p> <p>権利要求書は明細書を依拠とし、特許保護請求の範囲について明確で簡明に限定し</p>
--	---

<p>第 27 条 意匠権の出願には、願書及び当該意匠の図面又は写真などの文書を提出し、かつ当該意匠を使用する製品及びその所属する類別を明記しなければならない。</p> <p>第 28 条 國務院特許行政部門が、特許出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p> <p>第 29 条 出願者は発明又は実用新案が外国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて特許出願された日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。 出願者は発明又は実用新案が中国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、國務院特許行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を享有することができる。</p> <p>第 30 条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ 3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p> <p>第 31 条 一件の発明又は実用新案の出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明構想の二項目以</p>	<p>なければならない。</p> <p>第 27 条 意匠権の出願には、願書及び当該意匠の図面又は写真、及びその意匠の概要説明などの出願文書を提出しなければならない。</p> <p>第 28 条 國務院特許行政部門が、特許出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p> <p>第 29 条 出願者は発明又は実用新案が外国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて特許出願された日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。 出願者は発明又は実用新案が中国で初めて特許出願された日から 12 ヶ月以内に、國務院特許行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を享有することができる。</p> <p>第 30 条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ 3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p> <p>第 31 条 一件の発明又は実用新案の特許出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明構想の二項目以上の発明又は実用新案は、一件の出願</p>
---	---

<p>上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠出願は、一種類の製品に使用される一項目の意匠に限られなければならない、同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる意匠は、一件の出願として提出できる。</p> <p>第 32 条 出願者は特許権が付与されるまでは、その特許出願を随時取り下げることができる。</p> <p>第 33 条 出願者はその特許出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請文書の修正は、元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願文書の修正は、元の図面又は写真で表示された範囲を超えてはならない。</p> <p>第 4 章 特許出願の審査と認可</p> <p>第 34 条 国務院特許行政部門は発明特許の出願を受け取った後、予備審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満 18 ヶ月後に公開する。国務院特許行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。</p> <p>第 35 条 発明特許出願の出願日から三年以内に、国務院特許行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院特許行政部門は必要と認める時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。</p>	<p>として提出することができる。</p> <p>一件の意匠出願は、一種類の製品に使用される一項目の意匠に限られなければならない、同一の製品に係る二つ以上の類似意匠、又は同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる意匠は、一件の出願として提出できる。</p> <p>第 32 条 出願者は特許権が付与されるまでは、その特許出願を随時取り下げることができる。</p> <p>第 33 条 出願者はその特許出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請文書の修正は、元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願文書の修正は、元の図面又は写真で表示された範囲を超えてはならない。</p> <p>第 4 章 特許出願の審査と認可</p> <p>第 34 条 国務院特許行政部門は発明特許の出願を受け取った後、予備審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満 18 ヶ月後に公開する。国務院特許行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。</p> <p>第 35 条 発明特許出願の出願日から三年以内に、国務院特許行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院特許行政部門は必要と認める時に、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。</p>
---	--

<p>第 36 条 発明特許の出願者が実体審査を請求した時には、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p> <p>発明特許についてすでに外国で出願が提出されている場合、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>第 37 条 国務院特許行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に符合していないと認める場合、出願者に通知しなければならない。指定する期限内に意見陳述を行う、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>第 38 条 発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、国務院特許行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p> <p>第 39 条 発明特許の出願が実体審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。</p> <p>第 40 条 実用新案及び意匠の特許出願が予備審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を出し、</p>	<p>第 36 条 発明特許の出願者が実体審査を請求した時には、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p> <p>発明特許についてすでに外国で出願が提出されている場合、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>第 37 条 国務院特許行政部門は発明特許出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に符合していないと認める場合、出願者に通知しなければならない。指定する期限内に意見陳述を行う、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>第 38 条 発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、国務院特許行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p> <p>第 39 条 発明特許の出願が実体審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を出し、発明特許証書を交付し、同時に登記して公告する。発明特許権は公告日から有効となる。</p> <p>第 40 条 実用新案及び意匠の特許出願が予備審査を受け、拒絶する理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を出し、相応する特許証書を交付し、同時に登記し</p>
---	--

相応する特許証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から有効となる。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許再審委員会を設置する。特許出願者は国務院特許行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、特許再審委員会に再審を請求することができる。特許再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ特許出願者に通知する。

特許出願者は特許再審査委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第 5 章 特許権の存続期間、消滅、無効

第 42 条

発明特許権の期限は20年とし、実用新案特許権と意匠特許権の期限は10年とし、ともに出願日から計算するものとする。

第 43 条

特許権者は特許権を付与された年から年費を納め始めなければならない。

第 44 条

以下の状況の一つがある場合、特許権は期限満了前に消滅するものとする。

(1)規定に基づき年費を納付していない場合。

(2)特許権者が書面での声明を以てその特許権を放棄した場合。

特許権が期限満了以前に消滅する場合、国務院特許行政部門が登記及び公告する。

第 45 条

国務院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、如何なる法人又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に符合していないと認めた場合、特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求するこ

とて公告する。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から有効となる。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許再審委員会を設置する。特許出願者は国務院特許行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、特許再審委員会に再審を請求することができる。特許再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ特許出願者に通知する。

特許出願者は特許再審査委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第 5 章 特許権の存続期間、消滅、無効

第 42 条

発明特許権の期限は20年とし、実用新案特許権と意匠特許権の期限は10年とし、ともに出願日から計算するものとする。

第 43 条

特許権者は特許権を付与された年から年費を納め始めなければならない。

第 44 条

以下の状況の一つがある場合、特許権は期限満了前に消滅するものとする。

(1)規定に基づき年費を納付していない場合。

(2)特許権者が書面での声明を以てその特許権を放棄した場合。

特許権が期限満了以前に消滅する場合、国務院特許行政部門が登記及び公告する。

第 45 条

国務院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、如何なる法人又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に符合していないと認めた場合、特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

とができる。

第 46 条

特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院特許行政部門が登記及び公告する。

特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第 47 条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。

特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している特許権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている特許権侵害紛争の処理決定、及びすでに履行されている特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対しては、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前款の規定に従い、特許権者又は特許譲渡人が特許実施の許諾を受けた人又は特許権受譲者に特許使用料又は特許権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合は、特許権者又は特許権譲渡人は、特許実施の許諾を受けた人又は特許権譲受人に特許使用料又は特許権譲渡料の全額又は一部を返還しなければならない。

第 6 章 特許強制実施の許諾

第 48 条

実施条件を有する法人が、合理的な条件で発明又は実用新案の特許権者に、その特許の実施許諾を請求し、合理的な期間内にこれらの許諾が受けられなかった時には、

第 46 条

特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院特許行政部門が登記及び公告する。

特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第 47 条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる。

特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している特許権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている特許権侵害紛争の処理決定、及びすでに履行されている特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対しては、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前款の規定に従い、特許権者又は特許譲渡人が特許実施の許諾を受けた人又は特許権受譲者に特許使用料又は特許権譲渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合は、特許権者又は特許権譲渡人は、特許実施の許諾を受けた人又は特許権譲受人に特許使用料又は特許権譲渡料の全額又は一部を返還しなければならない。

第 6 章 特許強制実施の許諾

第 48 条

発明と実用新案の権利者が権利登録の日から三年を経ち、正当な理由がなく特許を実施していない又はその特許の実施が不充分である場合、国務院特許行政部門が、実施条件を有する法人の申請に基づき、当該

国務院特許行政部門が当該法人の申請に基づき、当該発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

第 49 条

国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

第 50 条

特許権を取得した発明又は実用新案が以前にすでに特許権を取得済みの発明又は実用新案と比べ、経済意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

前款の規定に基づき強制実施許諾が与えられた状況において、国務院特許行政部門は、前の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。

第 51 条

この法律の規定により強制実施許諾を申

請する発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

第 49 条

国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は、国務院の関係主管部門の要請に応じ、実施条件を有する法人に対して発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

流行病の発生、蔓延により公共健康の危機を引き起こすものは、前項にいう国の緊急事態を構成する。流行病の発生を予防し、流行病の蔓延を抑制し又は流行病の患者を治療するのは、前項にいう公共の利益のための行為に含まれる。

流行病治療の薬品が中国で特許権を取得したものであって、その薬品を製造する能力がない又はその能力が不足である発展途上国又は後発発展途上国が中国からその薬品の輸入を希望した場合、国務院特許行政部門は中国の加盟した国際条約の規定に基づき、実施条件を有する法人にその薬品を製造し上述の国家に輸出する強制許諾を与えることができる。

第 50 条

特許権を取得した発明又は実用新案が以前にすでに特許権を取得済みの発明又は実用新案と比べ、経済意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。

前款の規定に基づき強制実施許諾が与えられた状況において、国務院特許行政部門は、前の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。

第 51 条

この法律の第 48 条と第 50 条の規定により強制実施許諾を申請する法人又は個人

<p>請する法人又は個人は、合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結できなかった証明を提出しなければならない。</p> <p>第 52 条 国務院特許行政部門は、出した強制実施許諾の決定については、適時特許権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。 強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。 強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生していない時、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を中止する決定を出さなければならない。</p> <p>第 53 条 強制実施許諾を取得した法人又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p> <p>第 54 条 強制実施許諾を取得した法人又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。双方の協議が成立しなかった場合、国務院特許行政部門が裁定する。</p>	<p>は、合理的条件で発明又は実用新案の権利者にその権利の実施許諾を請求したが、合理的期間内にその許諾を取得できなかった旨の証明を提出しなければならない。</p> <p>第 52 条 国務院特許行政部門は、出した強制実施許諾の決定については、適時特許権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。 強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。 強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生していない時、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を中止する決定を出さなければならない。</p> <p>第 A3 条 この法律の第 49 条第 3 項で別途規定したものを除き、国務院特許行政部門による強制実施許諾付与の決定は、強制許諾の実施が主に国内市場に供給するためのものであると限定しなければならない。 強制許諾の係る発明創造が半導体技術である場合、その強制許諾の実施は公共のための非営業目的の利用、又は司法手続き若しくは行政手続きにより反競争的な行為と判断され救済を行うための利用に限定されなければならない。</p> <p>第 53 条 強制実施許諾を取得した法人又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p> <p>第 54 条 強制実施許諾を取得した法人又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。双方の協議が成立しなかった場合、国務院特許行政部門が裁定する。</p>
---	--

第 55 条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服がある場合、及び特許権者と強制実施許諾を取得した法人及び個人が、国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第 7 章 特許権の保護

第 56 条

発明特許又は実用新案の権利の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、説明書及び付属図面を権利要求の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真で示された当該意匠に係る製品を基準とする。

第 57 条

特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務を管理する部門に処理を求めることもできる。特許事務を管理する部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、『中華人民共和

第 55 条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服がある場合、強制許諾を申請する法人及び個人が国務院特許行政部門の申請却下の決定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。

特許権者と強制実施許諾を取得した法人及び個人が、国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に「中華人民共和國民事訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。

第 7 章 特許権の保護

第 56 条

発明特許又は実用新案の権利の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、説明書及び付属図面を権利要求の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真で示された当該意匠に係る製品を基準とする。概要説明は図面又は写真の解釈に利用することができる。

第 57 条

特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許行政管理部門に処理を求めることもできる。

国行政訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

特許権利侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に及ぶ場合は、同様の製品を製造する法人又は個人がその製品の製造方法が特許の方法と違うことの証明を提供しなければならない。特許権利侵害紛争が実用新案特許に及ぶ場合、人民法院又は特許事務を管理する部門は、特許権者に国务院特許行政部門が作成した検索報告を出すよう要求することができる。

第 A4 条

特許行政管理部門が特許侵害紛争の処理を行う時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。侵害行為が深刻であるものについては、侵害製品と侵害行為を実施するための専門設備を没収することができる。

当事者が特許行政管理部門による処理の決定に不服がある場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、『中華人民共和國行政訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許行政管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

処理を行う特許行政管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

第 A5 条

特許行政管理部門が特許侵害紛争を処理するとき、次に掲げる職権を行使することができる。

(一) 関係当事者に尋問し、他人特許権の侵害容疑に関わる状況を調査する

(二) 他人特許権の侵害容疑に関わる、当事者の契約、領収書、帳簿及びその他の資料を調べ、複製することができる

(三) 当事者が他人の特許権を侵害した疑いのある行為の場所について現場検査を行う

(四) 証拠により他人の特許権を侵害したことが証明された製品、又は侵害行為を実施するための専門設備について、閉鎖又は差し押さえをすることができる

特許行政管理部門が法に基づき前項に定めた職権を行使するとき、当事者はそれに協力するものとし、拒絶、妨害をしてはならない。

第 A6 条

特許権利侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合は、同様の製品を製造する法人又は個人がその製品の製造方法が特許の方法と違う旨の証明を提供しなければならない。

特許権利侵害紛争が実用新案権又は意匠権に係る場合、権利者又は利害関係者は人民法院又は特許行政管理部門に、国务院特許行政部門による検索報告を提出しなければならない。

第 A7 条

発明特許又は実用新案権の侵害とは、侵害と指摘された者が実施する技術は、発明又は実用新案の一つの請求項に記載される一件の技術考案のすべての技術特徴と同一である又は同一視される技術特徴を有することを指す。

同一視される特徴とは、侵害と指摘された者が実施する技術のある技術特徴が、発明又は実用新案の権利請求項に記載された対応する技術特徴と比べて相違があるが、

所属分野の技術者が侵害行為の発生時に特許明細書や図面、権利請求書を読むことで、創造性の労働をする必要がなくて、対応の特徴がほぼ同一の手段を用いて、ほぼ同一の機能を実現し、ほぼ同一の効果を生ずるものであると認識することができるものを指す。

第 A8 条

意匠権の侵害とは、侵害と指摘された者により生産、販売又は輸入された製品が、意匠の権利文書に明記された製品と同一又は類似するものであって、その製品の外観の設計は意匠権の図面又は写真に表示された意匠と同一又は類似するため、一般消費者に混同を引き起こすものを指す。

第 A9 条

特許権者が特許審査又は無効請求審判の手続きにおいて、その特許出願又は特許がこの法律に所定された特許権付与の要件を満たすようにするために、書面による特許保護範囲を制限した修正又は意見の陳述は、特許権者に拘束力があるもので、特許権利侵害紛争の審理又は処理の過程にそれを撤回することはできない。

第 A10 条

特許権利侵害紛争を審理する人民法院又はそれを処理する特許行政管理部門は、当事者による証拠に基づき、侵害と指摘された者が実施する技術又は設計が現有技術又は現有設計であると認定した場合、その実施行為が特許権侵害の行為ではないと認定するものとする。

特許権者がその特許権を付与された技術又は設計が現有技術又は現有設計であることを知っていながら、悪意で他人が自己の特許権を侵害したと主張し人民法院に提訴した又は特許行政管理部門の処理を請求した場合、侵害と指摘された者は人民法院に対して、これにより受けた損失を特許権者が賠償するよう命じることを請求することができる。

<p>第 58 条 他人の特許を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、特許事務を管理する部門が是正を命じかつそれを公告し、違法所得を没収する。かつ違法所得の 3 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は、5 万元以下の過料に処すことができ、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第 59 条 非特許製品を特許製品と偽る、非特許方法を特許方法と偽った場合は、特許事務を管理する部門が是正を命じかつそれを公告し、5 万元以下の過料に処すことができる。</p> <p>第 60 条 特許権侵害の賠償金額は、権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。権利侵害を受けた人の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、当該特許許諾使用料の倍数を参照し、合理的に確定する。</p>	<p>第 A11 条 人民法院又は特許行政管理部門が侵害行為の成立を認定した判決又は処理の決定が発効した後、同一の侵害者が同一の特許権を再び侵害する類似の行為を行った場合は、法に基づき民事責任を負うほかに、特許行政管理部門が是正を命じかつそれを公告し、違法所得を没収する。かつ違法所得の 3 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は、10 万元以下の過料に処すことができる。</p> <p>第 58 条 他人の特許を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、特許行政管理部門が是正を命じかつそれを公告し、違法所得を没収する。かつ違法所得の 3 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は、10 万元以下の過料に処すことができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第 59 条 非特許製品を特許製品と偽る、非特許方法を特許方法と偽った場合は、特許行政管理部門が是正を命じかつそれを公告し、違法所得を没収する。かつ違法所得の 3 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は、10 万元以下の過料に処すことができる。</p> <p>第 60 条 特許権侵害の賠償金額は、権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。権利侵害を受けた人の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、当該特許許諾使用料の倍数を参照し、合理的に確定する。参照できる特許許諾使用料がない又は特許許諾使用料が明らかに合理的でない場合については、人民法院が特許権の種類、侵害行為の性質と情状などによって、人民元 5000 元以上、</p>
---	--

<p>第 61 条 特許権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。</p> <p>人民法院は前款の申請を処理する際、『中華人民共和国民事訴訟法』第 93 条から第 96 条及び第 99 条の規定を適用する。</p> <p>第 62 条 特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。</p> <p>発明特許の出願公開から特許付与までの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、</p>	<p>100 万元以下の賠償額を決定することができる。</p> <p>第 61 条 特許権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。</p> <p>人民法院は前款の申請を処理する際、『中華人民共和国民事訴訟法』第 93 条から第 96 条及び第 99 条の規定を適用する。</p> <p>第 A12 条 特許侵害行為を制止するために、証拠消滅の可能性がある又は将来の取得が困難であるとき、特許権者又は利害関係者は提訴する前に、人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は請求を受理した後、48 時間以内に裁定を出さなければならない。保全措置の実施を裁定した場合は、即時に執行を行わなければならない。</p> <p>人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提供しない場合は、請求を却下する。</p> <p>人民法院が保全措置を行った後 15 日以内に、請求人が提訴しなかった場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p> <p>第 62 条 特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。</p> <p>発明特許の出願公開から特許付与までの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、特許権者は他人がその発明を使用している</p>
---	---

<p>特許権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知った又は知り得た場合は、特許権付与日より起算する。</p> <p>第 63 条</p> <p>以下の状況の一つがあるものは、特許権侵害とは見なさない。</p> <p>(1)特許権者が製造、輸入した又は特許権者の許諾を受けて製造、輸入した特許製品又は特許方法に基づき直接獲得した製品が売り出された後、当該製品を使用、販売の申し出又は販売するもの。</p> <p>(2)特許出願日前にすでに同様の製品を製造し、同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用のための必要な準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用するもの。</p> <p>(3)臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互恵の原則に従い、輸送手段自身の必要のためにその装置と設備において関係特許を使用するもの。</p> <p>(4)専ら科学研究と実験のために特に関</p>	<p>ことを知った又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知った又は知り得た場合は、特許権付与日より起算する。</p> <p>第 A13 条</p> <p>特許権者又は利害関係者が訴訟時効を超えて特許権の侵害により他人を提訴した場合、提訴の日から 2 年前の侵害賠償を求めることはできない。侵害行為が提訴のときに継続しているものについて、人民法院又は特許行政管理部門に対して、侵害者に侵害行為の停止を命じることを請求することができる。</p> <p>侵害行為が、特許権者又は利害関係者が知った又は知り得た日より 5 年以上続いたものであって、特許権者又は利害関係者が正当な理由がなく権利を主張しなかった場合、侵害者が双方の合意した金額又は人民法院の裁定した金額で使用料を支払うことに同意したとき、その特許の実施行為を継続することができる。</p> <p>第 63 条</p> <p>以下の状況の一つがあるものは、特許権侵害とは見なさない。</p> <p>(1)特許権者が製造した、又は特許権者の許諾を受けて製造、輸入した特許製品又は特許方法に基づき直接獲得した製品が売り出された後、当該製品を使用、販売の申し出、販売又は輸入するもの。</p> <p>(2)特許出願日前に、他人が自ら開発した又は合法的に取得した技術又は設計に基づいて、すでに同様の製品を製造し、同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用のための必要な準備を終えており、特許権付与の後に元の範囲内だけで引き続きその製品の製造かつ使用、販売の申し出、販売を行い、又は元の範囲内だけで引き続きその方法を使用し、かつその方法により直接に取得した製品の使用、販売の申し出、販売を行うもの。</p> <p>(3)臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間</p>
--	--

係特許を使用するもの。

特許権者の許諾を受けずに製造し売り出された特許製品又は特許方法により直接獲得した製品であることを知らずに、それを生産経営を目的として使用又は販売をしたが、その製品が合法的な来源を持つことを証明できる場合、賠償責任を負わない。

第 64 条

この法律の第 20 条の規定に違反して外国に特許を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属先または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 65 条

発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在法人又は上級主管機関が行政処分を与える。

第 66 条

特許事務を管理する部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。

特許事務を管理する部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関

で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の必要のためにその装置と設備において関係特許を使用するもの。

(4) 専ら特許技術そのものについて科学研究と実験を行うために特許製品の製造、使用、輸入を行う又は特許方法を使用するもの、及び他人がそのために特許製品を製造、輸入しかつ販売するもの。

(5) 専ら薬品又は医療設備の取得と提供に係る行政許認可に必要な情報のために特許薬品又は特許医療設備を製造、使用、輸入するもの、及び他人がそのために特許薬品又は特許医療設備を製造、輸入しかつ販売するもの。

特許権者の許諾を受けずに製造し売り出された特許製品又は特許方法により直接獲得した製品であることを知らずに、それを生産経営を目的、販売申し出又は販売をしたが、その製品が合法的な来源を持つことを証明できる場合、賠償責任を負わない。

第 64 条

いかなる法人又は個人がこの法律の第 20 条の規定に違反して、中国で完成した発明創造を最初に外国に特許を出願したものは、その中国において当該発明創造で提出した特許出願は授権されない。国家秘密を漏洩した場合、法により法的責任を追及する。

第 65 条

発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在法人又は上級主管機関が行政処分を与える。

第 66 条

特許行政管理部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。

特許行政管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を排除し、違法収入が

が改正するよう命じ、影響を排除し、違法収入がある場合は没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。

第 67 条

特許管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

第 8 章 附則

第 68 条

国務院特許行政部門に特許を出願し、及びその他の手続きをとる場合、規定に基づき料金を納めなければならない。

第 69 条

この法律は1985年4月1日より施行する。

ある場合は没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を与える。

第 67 条

特許管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

第 8 章 附則

第 68 条

国務院特許行政部門に特許を出願し、及びその他の手続きをとる場合、規定に基づき料金を納めなければならない。

第 69 条

この法律は1985年4月1日より施行する。